

2025年5月19日

全国石油商業組合連合会
会長 森 洋 殿

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室
室長 日置 純子
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課
課長 松本 博明

新たな燃料油価格支援策（燃料油価格定額引下げ措置）への移行に伴う
御協力について（再周知の依頼）

標記の件につきまして、先月25日付けで別紙のとおり御依頼させていただいたところですが、新たな支援策の開始が今週5月22日と間近に迫りましたので、改めて各SS事業者への周知をお願いいたします。

また、新たな支援策の周知・広報のポスター及びステッカーについては、今週21日までに全てのSSに届く見込みです。この他、経済産業省の公式Xの投稿や、消費者向けの留意点を発信しておりますので、消費者からお問い合わせがあった場合には、そちらもご活用くださいますようお願いいたします。



○新たな支援策

<https://nenryo-gekihenkanwa.go.jp/assets/pdf/outline10.pdf>



○新たな支援策の留意点

https://nenryo-gekihenkanwa.go.jp/assets/pdf/fixed-amount_reduction.pdf



○経済産業省 X

https://x.com/meti_NIPPON/status/1920447360863183066



○エネこれ（Q&A形式の解説）

記事タイトル「ガソリン価格の引き下げはいつから？今後どうなる？よくある質問に、資源エネルギー庁がお答えします！」（予定）

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/anzenhosho/>

（上記ページの記事一覧の中に、5月21日までに掲載する予定です。）

◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室：03-3501-1320

公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課：03-3581-3371

ガソリン・軽油等
10円/L※
定額
引下げ

令和7年5月22日から
実施しています。

5円/L程度から**段階的**に
下がっていきます。

※灯油等は5円/L引下げ

詳しくはWEBサイトをご覧ください▶

 経済産業省
資源エネルギー庁
Agency for Natural Resources and Energy



5/22より、ガソリン価格の「段階的な」引き下げを開始します。

補助の効果は徐々に価格に反映されます。
すぐには10円下がらないため、買い控えやその反動などで混乱が生じぬよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

👉 詳細はこちら

x.gd/pBFij

ガソリン・軽油等
10円/L
定額
引下げ

5円/L程度から**段階的**に
下がっていきます。

エネこれ (5月21日までにエネ庁 HP に掲載予定の記事)

白 2025-05-XX

ガソリン価格の引き下げはいつから？今後
どうなる？よくある質問に、資源エネ
ギー庁が为您解答します！

 エネこれ

 印刷



ガソリン・軽油等
10円/L
定額
引下げ

5円/L程度から**段階的**に
下がっていきます。

物価高騰のニュースが毎日のように報じられる今日この頃。世界的なエネルギー価格の上昇は、物価高騰の原因のひとつとなっています。そこで、ガソリンの価格を抑えるため、2025年5月22日より、新たな燃料油価格支援策をおこなうことが決まりました。今回の支援策について、Q&A方式でご紹介します。

Q1. そもそもガソリン価格の支援策って何？

新たな燃料油価格支援策（燃料油価格定額引下げ措置）の留意点

- 令和7年5月22日から、新たな燃料油価格支援策へ移行しますが、以下のとおり、ガソリンの小売価格は、**5月22日にすぐさま10円下がるわけではありません。**

- ① ガソリンの買い控えやその反動による需要増など、流通の現場に混乱が生じないよう、定額（ガソリンの場合はリッター当たり10円）に達するまでの間、**段階的に補助金を増やしていく**こととしています。
- ② ガソリンスタンドには値下げ前の在庫があるため、**補助金の効果が小売価格に反映されるには一定の時間**がかかります。

給油待ちの渋滞・行列やガソリンスタンドの在庫切れなど、流通の混乱が生じることがないように、皆様のご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

＜令和6年能登半島地震の際に発生した給油待ち行列＞



＜2008年の暫定税率失効（卸価格大幅に変動）の際に生じた給油待ち行列・在庫切れ＞



※物価高対応に係る政府広報（内閣府 HP）

<https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/followup/followup12/bukkadakataiou.html>

＜内閣府HPの施策集＞

内閣府
Cabinet Office

主要な物価高対応

各種施策

低所得世帯向け給付金
3万円/世帯・子ども1人あたり2万円
5月にはほぼ全世帯で支給開始予定

地域の実情に応じた対応
最低生活費地方交付金6,000億円
地方自治体は、地域の実情に応じて、様々な
物価高対策に取り組むことができるよう交付
金を交付

所得税の減税
1人2万円以上の所得増減
12月の年末調整から5,600万人が対象の
基礎控除等の見直し
課税総額を160万円に引き上げ

政府備蓄米の売渡し
31万トンの入札
来年度毎月、売渡
必要ならば、売渡
再開

ガソリン等の価格の抑制
ガソリン価格が全国平均で185円/Lとなる
よう支援を継続中
5/22から定額10円/Lの価格引下げ措置
へ段階的に移行

電気・ガス料
電気・ガス料金は
電気・ガス料金は

高校無償化の先行措置
高校生の
学費を支えます

育休給付の
育休給付の

＜施策集からの遷移先で表示されるチラシ＞

ガソリン等の価格の抑制

ガソリン・軽油等

10円/L※
定額
引下げ

令和7年5月22日から実施

5円/L程度から
段階的に補助を増やし、
6月中を目途として
10円/Lの定額支援になる
と見込まれます。

※灯油等は5円/L引下げ

詳しくはWEBサイトをご覧ください▶

経済産業省
資源エネルギー庁
Agency for Natural Resources and Energy

2025年4月25日

全国石油商業組合連合会
会長 森 洋 殿

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室
室長 日置 純子
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課
課長 松本 博明

新たな燃料油価格支援策（燃料油価格定額引下げ措置）への移行に伴う
御協力について（依頼）

現行の燃料油価格激変緩和対策事業につきましては、現在、レギュラーガソリンの全国平均小売価格について、補助がない場合の予測価格が185円/L（以下「/L」を省略。）を超える分を全額支援しており、各SS事業者各位の御協力もあり、足元では全国平均で185円程度に小売価格を抑制してきているところです。

本事業につきましては、本年4月22日の総理発言にもあるとおり、新たな燃料油価格支援策（燃料油価格定額引下げ措置）へ移行することとなりました。

具体的には、以下のとおりです。

- （１）当面、ガソリン等の当分の間税率（以下「旧暫定税率」という。）の扱いについて結論を得て実施するまでの間、足元の物価高にも速やかに対応する観点から、現行の燃料油価格激変緩和対策事業を組み直し、定額の引下げ措置を実施する。
- （２）定額の引下げ幅（補助額）については、以下のとおりとする。
 - ・ 旧暫定税率が課されている、ガソリン・軽油：10円
 - ・ 旧暫定税率が課されていない、重油・灯油：5円、航空機燃料：4円
- （３）これらの新たな措置は、1ヶ月程度の周知期間を経た上で、5月22日から実施する。
- （４）なお、新たな措置への移行時において、補助後の小売価格の変動が大きくなるおそれがある場合は、流通の混乱が生じないように、段階的に対応する（1回あたりの価格変動幅を最大5円程度に抑えながら、定額に達するまで、段階的に引き下げ幅（補助額）を拡大する）。

卸売事業者に支給する補助額は、これまで毎週、原油の輸入価格等に応じて変動していましたが、今後、補助額が定額に達して以降は、その額で固定されることとなります（航空機燃料は当初から定額）。

つきましては、各事業者におかれましては、このような方針を御理解いただき、引き続き、卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売を心がけ、今後とも公正取引委員会による「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」等の考え方を踏まえて適切に取り組んでいただくこと、また、独占禁止法違反と疑われるような行為をしないよう、法令遵守体制を確認・強化いただきますようお願いいたします。

資源エネルギー庁におきましても、今回の新たな措置について、消費者に対する積極的な広報に努めていきます。また、価格モニタリング調査は引き続き実施いたしますので、御協力いただきますようお願いいたします。

以上の内容につき、各 SS 事業者への周知を含め、ご協力の程よろしくをお願いいたします。

◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室：03-3501-1320

公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課：03-3581-3371